

福井県犯罪被害者等支援計画（案）

令和 4 年 月
福 井 県

目次

第1章 計画の基本事項

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 福井県の犯罪被害の状況

- 1 県内における犯罪の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 犯罪被害者等の置かれている状況・・・・・・・・・・ 4

第3章 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第4章 具体的施策

- 1 被害を早期に回復または軽減し生活を再建するための支援
 - (1) 相談および情報の提供等・・・・・・・・・・ 6
 - (2) 経済的負担の軽減・・・・・・・・・・ 7
 - (3) 保健医療サービスおよび福祉サービスの提供・・・・・・・・ 8
 - (4) 安全の確保・・・・・・・・・・ 9
 - (5) 居住の安定・・・・・・・・・・ 9
 - (6) 雇用の安定等・・・・・・・・・・ 10
 - (7) 保護または捜査の過程における配慮等・・・・・・・・ 11
- 2 県民の理解の増進
 - (1) 県民の理解の増進・・・・・・・・・・ 12
- 3 支援体制の整備・充実
 - (1) 民間支援団体に対する支援・・・・・・・・ 12
 - (2) 人材の養成・・・・・・・・・・ 13
 - (3) 個人情報の適切な管理・・・・・・・・ 14
 - (4) 総合的な支援体制の整備・・・・・・・・ 15

第5章 計画の推進体制等

- 1 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2 進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第1章 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

本県ではこれまで、平成10年に「福井県犯罪被害者等支援連絡協議会」を設立し、関係機関・団体の連携を図りながら犯罪被害者等¹への支援に取り組んできました。

その間、国においては、平成16年12月に犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、「犯罪被害者等基本法」（以下「基本法」という。）が制定され、犯罪被害者等支援施策に関する国、地方公共団体および国民の責務が明らかにされました。また、平成17年12月には、基本法にのっとり、総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱等を盛り込んだ「犯罪被害者等基本計画」が策定されました。

本県においても、犯罪被害者等の視点に立った支援の一環として、平成18年に犯罪被害者等からの相談や要望等に適切に対応するための総合相談窓口の開設、平成26年からは、「性暴力救済センター・ふくい『ひなぎく』」²の運営の支援を行うなど、犯罪被害者等の支援に取り組んできました。

しかしながら、犯罪被害者等は、犯罪等により身体的・精神的な被害を受けるだけでなく、周囲の者による理解または配慮に欠けた言動、SNS等を通じて行われる誹謗中傷（二次被害）や、加害者から再び被害を受ける（再被害）といった状況が解消されていない現状にあります。

そこで、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復または軽減および犯罪被害者等の生活の再建を図るため、令和3年3月に「福井県犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）を制定しました（令和3年4月1日施行）。

本計画は、犯罪被害者等の現状と課題、基本的な施策を体系的に整理し、具体的な施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2 計画の性格

この計画は、条例第8条の規定に基づき策定するものであり、知事部局、県教育委員会および県警察（以下「関係部局等」という。）が取り組むべき犯罪被害者等の支援に関する具体的施策について定めるものです。

3 計画の期間

この計画の期間は令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

¹ 犯罪等により被害を受けた者およびその家族または遺族。

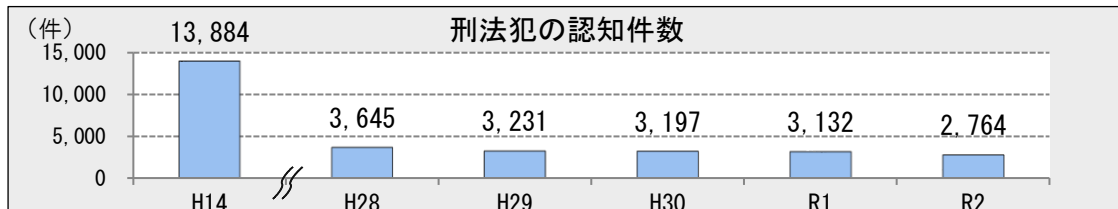
² 性犯罪・性暴力被害者に対し、医師による心身の治療等の総合的な支援を可能な限り1か所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、被害の潜在化を防止することを目的として設置されたワンストップ支援センター。

第2章 福井県の犯罪被害の状況

1 県内における犯罪の現状

(1) 刑法犯の認知・検挙状況

令和2年の刑法犯の認知件数は2,764件で、前年より368件(11.7%)減少し、平成15年以降18年連続で減少しました。

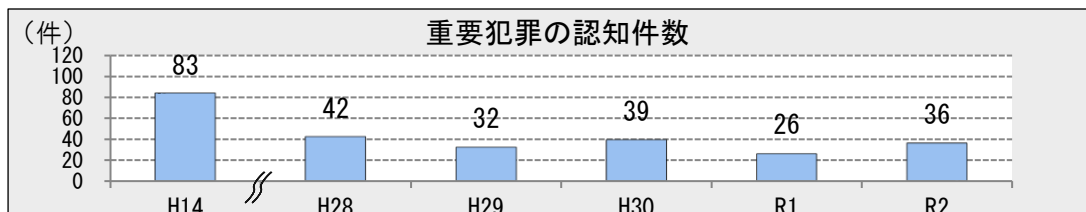


	H14	H28	H29	H30	R1	R2
刑法犯 認知件数 (件)	13,884	3,645	3,231	3,197	3,132	2,764
検挙件数 (件)	4,191	1,905	1,764	1,786	2,023	1,960

※福井県警察調べ

(2) 重要犯罪の認知・検挙状況

令和2年の重要犯罪(殺人、強盗、放火、強制性交等、略取・誘拐および強制わいせつ)の認知件数は36件で、平成28年から令和2年の過去5年間を見ると40件前後で推移しています。



	H14		H28		H29		H30		R1		R2	
	認知件数	検挙件数	認知件数	検挙件数	認知件数	検挙件数	認知件数	検挙件数	認知件数	検挙件数	認知件数	検挙件数
殺人	12	10	1	1	6	6	7	7	9	8	1	1
強盗	12	8	5	4	8	8	7	7	1	1	3	3
放火	11	8	3	3	6	6	4	4	3	3	1	1
強制性交等	6	6	11	12	2	2	7	7	2	2	8	8
略取・誘拐	2	0	6	6	2	2	2	2	0	0	1	1
強制わいせつ	40	14	16	18	8	8	12	12	11	11	22	22
合計	83	46	42	44	32	32	39	39	26	26	36	36

※福井県警察調べ

(3) 女性が被害者となる犯罪等の現状

令和2年の女性が被害者となる犯罪³の認知件数は241件、ストーカー⁴事案の相談等件数は157件、DV⁵事案の相談等件数は269件で、いずれも過去5年間を見ると増加傾向にあります。

①女性が被害者となる犯罪の認知・検挙件数

	H28		H29		H30		R1		R2	
	認知件数	検挙件数	認知件数	検挙件数	認知件数	検挙件数	認知件数	検挙件数	認知件数	検挙件数
強姦性交等	11	12	2	2	7	7	2	2	7	7
強姦わいせつ	16	18	88	8	12	12	11	11	18	18
略取・誘拐、人身売買	6	6	2	2	2	2	0	0	1	1
暴行	71	72	107	102	103	97	161	155	155	155
傷害	50	44	43	43	36	35	64	65	60	54
合計	154	152	162	157	160	153	238	233	241	235

※福井県警察調べ

②ストーカー事案の相談等、検挙、禁止命令・警告件数

	H28	H29	H30	R1	R2
相談等	122	74	74	121	157
検挙	24	29	8	23	41
禁止命令・警告	41	40	27	49	64

※福井県警察調べ

③DV事案の相談等、検挙・保護命令件数

	H28	H29	H30	R1	R2
相談等	195	174	187	237	269
検挙	63	88	99	144	142
保護命令	11	10	9	7	14

※福井県警察調べ

(4) 児童虐待事案の現状

令和2年の児童虐待⁶事案の認知対応件数は555件で、過去5年間を見ると増加傾向にあります。

	H28	H29	H30	R1	R2
認知対応件数(件)	114	161	193	372	555
児童通告人員数(人)	151	191	238	418	678
身体的	30	21	29	46	73
性的	2	2	0	0	4
ネグレクト	21	18	33	28	31
心理的	98	150	176	344	570
うち面前DV	71	112	159	295	436
検挙件数(件)	6	5	16	47	59

※福井県警察調べ

(5) 交通事故の発生状況

令和2年の人身事故件数は868件、負傷者数は940人で、過去5年間を見ると減少傾向にあります。令和2年の交通事故死者数は41人で、過去5年間を見ると年間40人前後で推移しています。

	H28	H29	H30	R1	R2
交通事故死者数(人)	51	46	41	31	41
人身事故件数(件)	1,847	1,549	1,398	1,168	868
負傷者数(人)	2,141	1,761	1,589	1,333	940

※福井県警察調べ

³ 県警察では、強姦性交等や強姦わいせつ等のうち、女性を狙った犯罪を「女性が被害者となる犯罪」として独自に統計を取っています。

⁴ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」第2条の定義のとおり。

⁵ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第1条の定義のとおり。

⁶ 「児童虐待の防止等に関する法律」第2条の定義のとおり。

2 犯罪被害者等の置かれている状況

本県において、刑法犯の認知件数は減少しているものの、重要犯罪や女性が被害者となる犯罪は一定数発生しており、犯罪被害者等支援施策の充実が求められます。

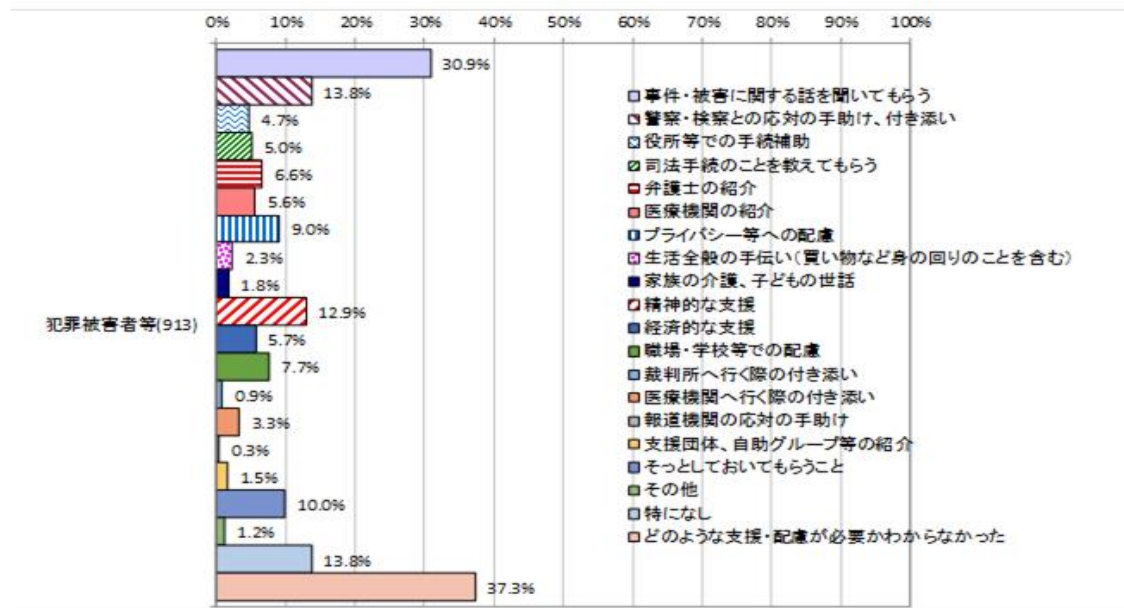
平成30年に警察庁が行った「犯罪被害類型別調査」において、犯罪被害者等に対し、被害直後に必要とした手助けおよび支援を尋ねたところ（複数回答）、「どのような支援・配慮が必要かわからなかった」（37.3%）との回答が最も多い状況でした。

また、「事件・被害に関する話を聞いてもらう」（30.9%）、「精神的な支援」（12.9%）等、精神面の支援を求める声が多い状況です。加えて、「経済的な支援」（5.7%）、「プライバシー等への配慮」（9.0%）、「職場・学校等での配慮」（7.7%）、「生活全般の手伝い」（2.3%）等があり、様々な支援が求められている状況です。

県や県警察が過去に対応した犯罪被害者等からも上記と同様の声があるとともに、「再び危害を加えられるのではないかと。転居したい。」等の声もありました。

被害を受けた直後において必要な支援等（複数回答）

※犯罪被害類型別調査（警察庁実施）



期 間：平成30年1月19日から同月28日までの間

対 象：DV、ストーカー、児童虐待、性的な被害、交通事故および殺人または傷害等のうち、いずれかの犯罪等の被害を受けた者またはその遺族等

回収結果：有効回答数1,696人

方 法：20歳以上の者に対するインターネットを利用したアンケート調査

そ の 他：本調査に係る企画および分析については、有識者等を構成員とする企画分析会議を設置し、そこでの議論・検討に基づいて実施

第3章 計画の基本理念

犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、条例第3条に掲げる次の4つの基本理念に基づき各施策を実施します。

- 1 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- 2 犯罪被害者等が受けた被害の状況および原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、再被害および二次被害が生じることのないよう十分配慮されること。
- 3 犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されること。
- 4 国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の連携および協力の下で行われること。

第4章 具体的施策

犯罪被害者等支援を進める上で、条例の目的や基本理念を踏まえ、本計画では施策を大きく3つに分けて体系化し、それぞれについて取組を進めていきます。

区分	基本的施策
1 被害を早期に回復または軽減し生活を再建するための支援	(1) 相談および情報の提供等
	(2) 経済的負担の軽減
	(3) 保健医療サービスおよび福祉サービスの提供
	(4) 安全の確保
	(5) 居住の安定
	(6) 雇用の安定等
	(7) 保護または捜査の過程における配慮等
2 県民の理解の増進	(1) 県民の理解の増進
3 支援体制の整備・充実	(1) 民間支援団体に対する支援
	(2) 人材の養成
	(3) 個人情報の適切な管理
	(4) 総合的な支援体制の整備

1 被害を早期に回復または軽減し生活を再建するための支援

(1) 相談および情報の提供等

【現状と課題】

犯罪被害者等は、事件・事故等により、これまで経験したことのないような様々な対応や手続きに直面します。そして、何を、どこに相談すればよいのか分からない状況の中で、個々の対応や手続きにおいて関係機関等から判断を迫られ、更なる困難に陥る場合があります。

犯罪被害者等が直面する様々な問題について、被害発生直後から相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うことが求められています。

【具体的施策】

○各種相談窓口の周知

県内の犯罪被害者等に係る相談窓口（県、県警察、福井被害者支援センター、性暴力救済センター・ふくい「ひなぎく」の相談窓口等）や各種支援施策についてHP、リーフレット、メルマガ等を利用して周知し、相談したいときにすぐに相談できる環境の整備を図ります。

○刑事手続き等に関する情報提供の充実

犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事手続きや少年保護事件の手続きのほか、関係機関・団体による犯罪被害者等のための制度等を網羅的に分かりやすく取りまとめた「被害者の手引き」やパンフレット等を作成し、犯罪被害者等に対して早期の提供を図ります。

○総合相談窓口における相談体制の充実

県民安全課内の総合相談窓口の体制の充実を図るとともに、犯罪被害者等に対して、迅速かつ的確に、必要としている支援に関する情報提供や、関係機関・団体との連絡調整を行うなど、コーディネーター機能の役割を果たします。

○県警察における相談体制の充実

県警察における各種相談窓口（警察安全相談電話（#9110）、性犯罪被害相談電話（#8103）、少年相談電話（ヤングテレホン）等）の体制の充実と周知を図り、被害の潜在化を防止します。相談内容に応じて、福井被害者支援センターや性暴力救済センター・ふくい「ひなぎく」、暴力追放センター等の関係機関・団体と連携します。

○事案に応じた相談体制の確保

性暴力、DV、ストーカー、児童虐待、いじめ、高齢者虐待、交通事故等の被害に関し、早期に日常生活または社会生活を円滑に営むことができるよう、相談に対応するとともに支援を行います。

（２） 経済的負担の軽減

【現状と課題】

犯罪被害者等は、傷害を負わされたことなどにより、被害後、休職・退職を余儀なくされ、収入が減少・途絶したり、医療費、転居費、裁判経費等の新たな負担が生じたりするなど、経済的に困窮することが少なくありません。

被害直後から経済的な負担を軽減する支援が求められています。

【具体的施策】

○生活支援金給付制度等の各種給付制度の適切な運用

被害直後の生活支援等に向けた福井県犯罪被害者等生活支援金給付制度のほか、犯罪被害給付制度や国外犯罪被害弔慰金等支給制度および公益財団法人犯罪被害救援基金について周知を図るとともに、対象の犯罪被害者等に対する的確な情報提供と迅速な給付等を図ります。

○県警察による医療費等の公費負担

犯罪被害者に対する診察・診断書の経費、性犯罪被害者の緊急避妊経費、カウンセリング経費、司法解剖後の遺体搬送経費、遺体修復経費、避難先の宿泊経費等の公費負担制度を積極的に推進するとともに、これらの制度に関する確実な情報提供を図ります。

○県による医療費の公費負担

性暴力救済センター・ふくい「ひなぎく」および公立小浜病院を受診した性暴力被害者等の医療費について、県警察が行う公費負担の対象者とならない場合には、医師の申

告により、県が医療やカウンセリングに係る経費を公費負担します。

○弁護士への法律相談経費の公費負担

県警察に対して被害に遭ったことを申告した犯罪被害者等で、刑事手続きに関する弁護士相談を行う場合の経費を公費負担します。

○状況に応じた経済的支援

一時保護中のDV被害者に対しては、退所後の住居を確保するために必要な経費や就職活動のための旅費等の一部を支給します。また、交通事故等により保護者を失った児童や、保護者の失職・死亡により家計が急変した高校生・大学生に対しては、就学等に係る支援を行います。

(3) 保健医療サービスおよび福祉サービスの提供

【現状と課題】

犯罪被害者等は、被害後、PTSD、うつ病、パニック障害等を発症する場合があります。

また、身体に被害を受けた犯罪被害者の中には、長期にわたる治療を余儀なくされたり、重篤な後遺症により看護や介護が必要になったりする人もいます。

犯罪等による被害の発生直後からの適切な支援が求められています。

【具体的施策】

○性暴力救済センター・ふくい「ひなぎく」等に対する支援

犯罪被害者等が、性暴力被害に関し早期に治療を行うことができるよう、性暴力救済センター・ふくい「ひなぎく」等が行う医療費の公費負担や24時間365日の相談対応および専従相談員配置の継続に向けた財政的支援を行います。

○犯罪被害者等早期援助団体である「福井被害者支援センター」に対する情報提供

犯罪被害者等が、被害後早期から、精神的ケアや、病院への受診の際の付添い支援等を受けられることができるよう、福井被害者支援センターに対する情報提供を行います。

○臨床心理士の資格を持つ警察職員等によるカウンセリングの実施等

臨床心理士・公認心理師の資格を持つ警察職員を、カウンセラーとして配置し、被害直後から犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施するとともに、被害少年に対し、臨床心理学等の専門家の助言を受けつつカウンセリングを実施し、立ち直り支援を継続的に行います。また、医師等によるカウンセリング経費を公費負担します。

○生活の再建に向けた育児・介護等のサービスに関する情報提供等

市町が行うひとり親家庭等への育児や介護等の福祉サービスについて、市町と連携し

た情報提供を行います。

また、精神保健、高次脳機能障がい、人権、高齢者虐待、いじめ等の問題に関し、安心して日常生活を営むことができるよう、サービスに関する情報提供等を行います。

(4) 安全の確保

【現状と課題】

犯罪被害者等は、再被害や二次被害を受けるケースがあり、恐怖や不安と隣り合わせの状態にあります。

再被害等の未然防止対策を適切に行うことにより、犯罪被害者等の安全の確保と精神的な負担の軽減を図ることが求められています。

【具体的施策】

○再被害防止の推進

再被害のおそれのある犯罪被害者等を再被害防止対象者に指定するとともに、犯罪被害者等に対して、自主警戒の方法等の防犯指導や、必要に応じて緊急通報装置の貸与等を行います。その際、配偶者暴力被害者支援センター、児童相談所、学校等の関係機関・団体と連携して再被害防止を図ります。

○再被害・二次被害の防止に向けた措置の徹底

DV、児童虐待、ストーカー等の事案に対しては、犯罪被害者等の安全確保を最優先に、危害が加えられる危険性・切迫性に応じて措置を徹底します。具体的には、加害者に対しては、検挙や行政措置を講じ、被害者に対しては、関係機関が連携し、必要に応じて迅速な一時保護等を実施します。

(5) 居住の安定

【現状と課題】

犯罪被害者等は、自宅が犯罪行為の現場となったために居住が困難となった場合や加害者に自宅を知られ再被害のおそれがある場合など、様々な要因により引っ越しを余儀なくされることがあります。

犯罪被害者等が再び平穏な日常生活を営むことができるよう、居住先を確保する対策が求められています。

【具体的施策】

○県営住宅への優先入居等

県営住宅への入居に当たっては、複数の対象住戸への申込を認め、申込順によらず優先的に入居者として扱うなど、入居における優遇措置を行います。

○市営住宅への優先入居に関する働きかけ

状況に応じて犯罪被害者等の市営住宅等への優先入居が可能になるよう、市町に対して犯罪被害者等の居住の安定の重要性について訴えるなどの働きかけを行います。

○ハウスクリーニングの実施

自宅が犯罪行為の現場となった場合等において、ハウスクリーニングを実施する際の経費を公費負担します。

○状況に応じた居住場所確保等の推進

犯罪被害に遭った場合、必要に応じて住居移転に要する経費を公費負担します。また、一定の条件を満たすDV被害者には、一定期間、住宅を提供します。

(6) 雇用の安定等

【現状と課題】

犯罪被害者等は、身体的・精神的被害により従前と同様の労務を提供できなくなったり、治療のための通院、刑事手続きへの対応、裁判への出廷等のため欠勤を余儀なくされたりするなどにより職を辞めざるをえない場合があります。

職場での犯罪被害者等支援の理解の促進や相談体制の確保が求められています。

【具体的施策】

○職場での理解の推進と二次被害防止に向けた啓発の実施

事業者に対し、商工会議所等を通じて犯罪被害者等支援の重要性等を周知し、犯罪被害者等の雇用の確保や休暇取得への理解を深め、二次被害防止に努めます。

○労働に関する相談対応の充実

福井県労使相談センターおよび福井県中小企業労働相談所において、賃金や勤務時間等の労働条件、解雇、退職等、犯罪被害者等に絡んだ労働に関する様々な問題について、労働者および企業からの相談に対応します。また、福井労働局との連携を図ります。

(7) 保護または捜査の過程における配慮等

【現状と課題】

犯罪被害者等は、犯罪等による被害を受けた後の保護や捜査の過程において、関係者からの配慮に欠けた言動や、保護・相談を行う場所の環境等により二次被害を受ける場合があります。

犯罪被害者等の人権に配慮した支援を行うことが求められています。

【具体的施策】

○捜査に関する適切な情報提供等

「被害者の手引き」等を早期に配付し、刑事手続きや犯罪被害者等支援制度等の情報を提供・教示するとともに、捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供するよう努めます。その際、被害者連絡責任者および被害者連絡担当者を指定して適切な対応を推進します。

○犯罪被害者等のための施設の改善

事情聴取等において被害者用事情聴取室や被害者支援用車両の活用を図るほか、犯罪被害者等の心情に配慮した照明や内装に改善するなど、施設等の環境整備を図ります。

○性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置等

性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を促進するとともに、当該警察官に対する教養等の実施により、性犯罪捜査に関する実務能力の向上を図ります。

○医療機関における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進

医療機関において、県警察への被害申告前の性犯罪被害者からの証拠資料が適切に採取され、また当該証拠資料が適切に保管されるよう、証拠資料の採取・保管に必要な資機材の整備および関係機関への働きかけを行います。

○被害児童からの事情聴取における配慮

児童が犯罪被害者となる事案において、繰り返し重複した聴取が行われる場合の心身の負担を軽減し、供述の信用性を担保する観点から、検察庁、県警察、児童相談所等の関係機関の代表者が聴取を行い、情報を共有する取組を実施するなど、被害児童に配慮した取組を進めます。

○児童相談所における対応

一時保護所に保護される被虐待児童に対し、心理職員による行動観察や心理療法等により、児童の心身に配慮した保護やケアを実施します。

2 県民の理解の増進

(1) 県民の理解の増進

【現状と課題】

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害だけでなく、周囲の人々による偏見や心ない言動、報道機関による過剰な取材・報道を受け、名誉や生活の平穏を害されるといった二次被害により、更に精神的なダメージを受ける場合があります。

犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性および二次被害防止の重要性等について、県民の理解を深めていくことが求められています。

【具体的施策】

○犯罪被害者等支援の必要性の浸透に向けた活動の推進

「犯罪被害者週間（毎年11月25日～12月1日）」における講演会の開催や、「女性に対する暴力をなくす運動」週間（毎年11月12日～25日）のキャンペーン等の広報活動を実施するとともに、「命の大切さを学ぶ教室」の開催や交通事故被害者等の手記の活用、学校での道徳性の育成、指導員による人権意識の啓発、メンタルヘルスセミナーの開催等により、犯罪被害者等支援の必要性の浸透を図ります。

○SNS等を通じた誹謗中傷の未然防止に向けた広報等の実施

SNS等を通じた誹謗中傷の未然防止に向けて、様々な広報媒体を通じた広報等を実施します。

3 支援体制の整備・充実

(1) 民間支援団体に対する支援

【現状と課題】

民間支援団体による支援は、犯罪被害者等の心情に寄り添った支援の長期的な提供や迅速な対応が可能であるなどの特徴を有しており、犯罪被害者等支援において重要な役割を有しています。

民間支援団体が将来にわたって安定した支援活動を継続できるよう、必要な情報の提供や財政的基盤の確保等の支援が求められています。

【具体的施策】

○性暴力救済センター・ふくい「ひなぎく」への支援

福井県済生会病院が運営する性暴力救済センター・ふくい「ひなぎく」の専従支援員の人件費、24時間365日の相談対応業務、連携会議の開催、相談員の資質向上のための研修会への派遣、相談員の代理受傷防止に係る財政的支援を行います。

○福井被害者支援センターへの支援

福井被害者支援センターの財政基盤の充実を図るため、売上金の一部を寄付する自動販売機の設置の促進や、企業からの寄付金や賛助会費の獲得等に努めます。また、支援に必要な情報の共有、助言等を行います。

○DV被害者等に対して民間支援団体が行う活動等への支援

DV被害者等を身近なところから支えることができるよう、県と協働して被害者支援に取り組む民間支援団体の活動等に係る支援を行います。

○コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援

福井被害者支援センターが行う研修内容に対しての助言や講師派遣等の協力を行います。また、犯罪被害者等が必要とする支援についての相談や情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等、犯罪被害者等に対する支援全般を管理するコーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の育成を支援します。

(2) 人材の養成

【現状と課題】

犯罪被害者等は、支援施策があるにも関わらず、その存在を知らないことにより支援を受けられなかったり、支援に従事する者からの配慮に欠けた対応により二次被害を受けたりする場合があります。

支援に従事する者が、個人の尊厳に十分に配慮するとともに、支援の必要性・重要性を理解して実践できるよう育成することが求められています。

【具体的施策】

○県・市町における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修

犯罪被害者等支援に関する総合的知識を習得するために、県・市町・国の相談機関の職員や民間の相談員等を対象に研修を行い、情報共有の仕方や連携の仕方、各種制度について共通の理解を図ります。

○県警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修

採用時教養や捜査員を対象とした教養等において、犯罪被害者等支援の体験記等の資料を活用しつつ、犯罪被害者等支援の意義、性犯罪被害者および被害少年への支援要領、民間支援団体との連携要領等に関する研修を行います。

○性暴力被害者の支援に携わる職員等への研修

性暴力被害者支援に関する知識を習得するために、県・市町・国の相談機関の職員や民間の相談員、学校関係者等を対象に性暴力救済センター・ふくい「ひなぎく」における研修会を開催し、連携の仕方や配慮すべき事項等について共通の理解を図ります。

○虐待を受けた子どもの保護等に携わる職員等への研修

児童相談の窓口となる市町職員への研修や児童虐待防止に関する専門研修を行い、県・市町・地域が一体となった児童虐待の防止、早期発見・対応を推進します。

○DV被害者の支援等に携わる職員等への研修

県・市町・国の関係機関や関係団体等の新任の職務関係者を対象として、DV被害者の支援に関する研修会を開催します。また、広域連携を要するケース、児童虐待の併発や被害者が高齢者、障がい者など特別な配慮を有するケース等、複雑な事例の対応方法等についての研修を行います。

○事案に応じた研修

高齢者虐待や不登校・ひきこもり、人権教育指導等についての研修を行います。

(3) 個人情報の適切な管理

【現状と課題】

犯罪被害者等の個人情報が流出することで、再被害につながったり、SNS等において心ない噂が流されるなどにより私生活の平穏が脅かされたりするおそれがあります。

犯罪被害者等の個人情報は再被害や二次被害につながるおそれもあるため、関係機関・団体では、連携する上で適切な管理を行うことが求められています。

【具体的施策】

○犯罪被害者等に関する個人情報の漏洩防止等

犯罪被害者等やその関係者の個人情報の重要性を認識し、事案対応等において、犯罪被害者等支援に携わる者への個人情報の適切な管理について徹底します。

○事件報道時の犯罪被害者等に関するプライバシーへの配慮

犯罪被害者等の氏名の発表に当たっては、匿名発表を望む犯罪被害者等の意見と、報道の自由・国民の知る権利を理由として実名発表を望むマスコミの要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な報道発表となるよう配慮します。

(4) 総合的な支援体制の整備

【現状と課題】

犯罪被害者等は、医療機関での診療、捜査への協力、公判への出廷、各種制度の申請等、様々な負担を抱えることとなります。

犯罪被害者等が直面する様々な問題を円滑に解決するため、関係機関・団体と連携・協力し、支援することができる体制を整備していくことが求められています。

【具体的施策】

○福井県犯罪被害者等支援連絡協議会における協議および連絡調整

県、県警察、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関する者で構成する「福井県犯罪被害者等支援連絡協議会」において、犯罪被害者等支援に関する必要な協議および連絡調整を行います。

○市町に対する条例制定等の働きかけ

会議や研修等を通じて、市町に犯罪被害者等支援の条例の制定および計画の策定について働きかけを行います。

○関係機関・団体との連携

関係部局等が実施している支援施策の概要を記載した犯罪被害者等支援関連施策集を市町や民間支援団体において活用するとともに、状況に応じ、関係機関・団体が連携・協力して事案の対応にあたります。

第5章 計画の推進体制等

1 推進体制

本計画の推進に当たっては、関係部局等が連携しながら施策を推進するとともに、市町や関係機関・団体と相互協力および連携を図りながら施策を進めます。

また、犯罪被害者等の声を踏まえつつ、福井県犯罪被害者等支援連絡協議会において必要な協議および連絡調整を行います。

2 進捗管理

具体的施策の実施状況については、年度ごとに福井県犯罪被害者等支援連絡協議会において意見を聴取した上で公表します。

參考資料

福井県犯罪被害者等支援条例

目次

- 第一章 総則（第一条―第七条）
- 第二章 基本的施策（第八条―第二十二条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、ならびに県、県民、事業者および民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復または軽減および犯罪被害者等の生活の再建を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪およびこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者およびその家族または遺族をいう。
- 三 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、または軽減し、安全で安心して暮らすことができるよう支援するための取組をいう。
- 四 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。
- 五 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者による理解または配慮に欠けた言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調その他の被害をいう。
- 六 民間支援団体 犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第一項に規定する団体をいう。）その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第三条 犯罪被害者等支援は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- 一 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい

処遇を保障される権利が尊重されること。

二 犯罪被害者等が受けた被害の状況および原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、再被害および二次被害が生じることのないよう十分配慮されること。

三 犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されること。

四 国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の連携および協力の下で行われること。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国、市町、県民、事業者および民間支援団体との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 県は、市町が犯罪被害者等支援に関する施策を実施するために必要な情報の提供および助言その他の支援を行うものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況および犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況および犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その雇用する犯罪被害者等の就労に関し必要な配慮を行うよう努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第七条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識および経験を活用し、犯罪被害者等支援を行うとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(支援計画)

第八条 県は、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「支援計画」という。）を定めるものとする。

2 支援計画には、犯罪被害者等支援に関する具体的施策その他必要な事項を定めるものとする。

3 県は、支援計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、支援計画を定め、または変更したときは、これを公表するものとする。

(相談および情報の提供等)

第九条 県は、犯罪被害者等が早期に日常生活または社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供および助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供および助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービスおよび福祉サービスの提供)

第十一条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復し、安心して日常生活を営むことができるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十二条 県は、犯罪被害者等が再被害および二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導および助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十三条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、ならびに再被害および二次被害を防止するため、県営住宅（福井県営住宅条例（平成九年福井県条例第三号）第二条第一項第一号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定等)

第十四条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次被害を防止するため、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況および犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備および改善等の犯罪被害者等支援を推進することができるよう、情報の提供、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保護または捜査の過程における配慮等)

第十五条 県は、犯罪被害者等の保護または犯罪被害者等が受けた被害に係る刑事事件の捜査の過程において、名誉、生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分に配慮し、犯罪被害者等の負担を軽減することができるよう、専門的知識または技能を有する職員の配置、必要な施設の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第十六条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性および二次被害の防止の重要性等について県民の理解を深めるため、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第十七条 県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供および助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成)

第十八条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援等の犯罪被害者等支援を担う人材（以下「支援従事者」という。）を養成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報適切な管理)

第十九条 県は、支援従事者に対し、犯罪被害者等およびその関係者の個人情報を適切に管理するよう求めるものとする。

(総合的な支援体制の整備)

第二十条 県は、国、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と連携し、および相互に協力して犯罪被害者等支援に関する施策を推進するための総合的な支援体制を整備するものとする。

2 県は、前項の支援体制を整備するに当たっては、犯罪被害者等が国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者のいずれに支援を

求めた場合においても、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第二十一条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(実施状況の公表)

第二十二条 県は、毎年度、犯罪被害者等支援に関する施策の実施状況を公表するものとする。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

